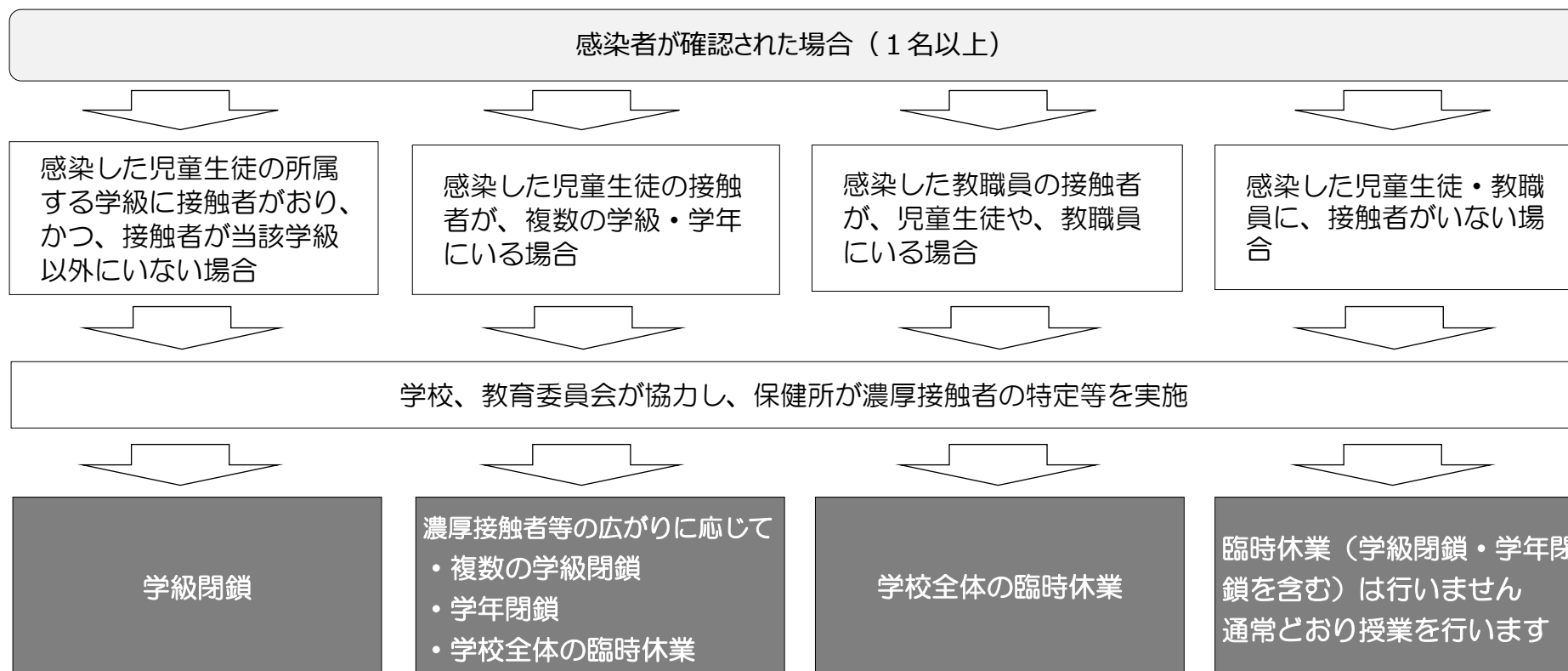


学校で児童生徒や教職員に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合の臨時休業の基準について
(感染の拡大を防ぐことを最優先とし、次の基準を定めます。)

令和3年9月
尾道市教育委員会

1. 感染者が確認された児童生徒について・・出席停止とする
(出席停止となった日数は、通知表などの「出席しなければならない日数」に含まれず、欠席扱いになりません。)
2. 臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖を含む)の基準について



- ※上記の他、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、保健所と相談の上、教育委員会が、臨時休業の対象範囲について拡大を決定する場合があります。
- ※臨時休業の期間は、濃厚接触者等のPCR検査の結果が出るまでとします。(目安として、感染者が確認された日を含め、3～7日間程度。)
- ※PCR検査結果が出た翌日から学校を再開することを基本としますが、検査を受けた者に新たな感染者いることが判明し、かつ、感染拡大の可能性がある場合は、保健所との相談の結果を踏まえ、教育委員会が臨時休業の期間を再検討します。
- ※感染拡大が継続し、臨時休業が長期間にわたる場合の児童生徒等の取扱いについては、事案ごとに、別途お伝えします。